

## 【プリオン】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	<b>A</b>					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	牛海綿状脳症（BSE）対策の見直し②（我が国の検査対象月齢の引き上げ）
評価品目の分類	プリオン
用途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年12月19日付け厚生労働省発食安1219第2号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号、第6号及び第13号並びに同条第3項
評価目的	我が国における牛海綿状脳症（BSE）対策について、措置を講ずるに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	我が国における牛海綿状脳症（BSE）対策について、以下の措置を講ずるに当たっての食品健康影響評価 （１）国内措置 ア と畜場におけるBSE検査について、牛海綿状脳症対策特別措置法第7条第1項の規定に基づく検査の対象となる牛の月齢の改正。 イ 特定部位について、牛海綿状脳症対策特別措置法第7条第2項並びにと畜場法第6条、第9条の規定に基づき、衛生上支障のないように処理しなければならない牛の部位の範囲の改正。 ウ 牛のせき柱を含む食品等の安全性確保について、食品衛生法第11条及び第18条に基づく規格基準の改正。 （２）国境措置 ① 米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について、輸入条件の改正。 ② フランス及びオランダから輸入される牛肉及び牛の内臓について、輸入条件の設定。
評価結果の概要	と畜場における検査対象月齢を48か月齢（4歳）超に引き上げたとしても、人への健康影響は無視できる。 （平成25年5月13日府食第374号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	－
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	－
施策の概要等	平成25年6月3日 厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令を公布 平成25年7月1日 施行  （施策の概要） BSE検査の対象月齢を、30か月齢超から48か月齢超に引き上げる。  <b>【リスク評価結果との関係】</b> 特記事項なし
施策の実効性確保措置	平成25年4月19日、農林水産省と連携して全頭検査の見直しを依頼する通知を地方自治体に発出し、準備を進めるよう要請。

	平成25年6月1日、省令の改正について、地方自治体に対して通知（食安発0603第5号）し、また、同日付けでSRMの管理及びBSE検査に係る分別管理等のガイドラインについて通知（食安基発0603第1号、食安監発0603第2号）し、適切な運用を要請。
その他特記事項	—

## 【プリオン】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	<b>A</b>					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アイルランドから輸入される牛肉及び牛の内臓について
評価品目の分類	プリオン
用途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成25年4月2日付け厚生労働省発食安0402第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第3項
評価目的	アイルランドから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る輸入条件を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	<p>(1) 月齢制限 現行の「輸入禁止」から「30か月齢」とした場合のリスクを比較。</p> <p>(2) SRMの範囲 現行の「輸入禁止」から「全月齢の扁桃及び回腸遠位部（盲腸との接続部分から2メートルの部分に限る。） 並びに30か月齢超の頭部（舌及びほほ肉を除く。）、脊髄及び脊柱」に変更した場合のリスクを比較。</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)を終えた後、国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値（上記(1)）を引き上げた場合のリスクを評価。</p>
評価結果の概要	<p>現行の飼料規制等のリスク管理を前提とし、牛群のBSE感染状況及び感染リスク並びにBSE感染における牛と人との種間の障壁（いわゆる「種間バリア」）の存在を踏まえると、アイルランドに関しては、諮問対象月齢である30か月齢以下の牛由来の牛肉及び牛内臓（扁桃及び回腸遠位部以外）の摂取に由来するBSEプリオンによる人でのvCJD発症は考え難い。</p> <p>したがって、食品安全委員会は、得られた知見を総合的に考慮し、諮問内容のうちアイルランドに係る(1)の輸入月齢制限及び(2)のSRMの範囲に関して、以下のとおり判断した。</p> <p>(1) 月齢制限 アイルランドに係る輸入条件に関し、「輸入禁止」の場合と輸入月齢制限の規制閾値が「30か月齢」の場合とのリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。</p> <p>(2) SRMの範囲 アイルランドに係る輸入条件に関し、「輸入禁止」の場合とSRMの範囲が「全月齢の扁桃及び回腸遠位部（盲腸との接続部分から2メートルの部分に限る。）並びに30か月齢超の頭部（舌及び頬肉を除く。）、脊髄及び脊柱」の場合とのリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。</p> <p>（平成25年10月21日府食第864号）</p>
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	－
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	－
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>食品安全委員会の評価結果の範囲内で、以下のとおり対日輸出条件を定めた。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輸入対象：30か月齢以下の牛肉及び内臓</li> <li>・ SRMの範囲：全月齢の扁桃及び回腸遠位部</li> </ul> <p>また以下について、アイルランドにおいて対応することとなった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 月齢確認手続きの実施</li> <li>・ 対日輸出適格品とSRM等対日輸出不合格品の分別管理の実施</li> <li>・ アイルランド国内規制及び対日輸出条件の遵守に関する検証</li> <li>・ 対日輸出条件に適合する旨の衛生証明書の添付</li> </ul> <p><b>【リスク評価結果との関係】</b> 特記事項なし</p>
<p>施策の実効性確保措置</p>	<p>平成25年12月2日、アイルランドから輸入される牛肉等の取扱いについて各検疫所宛通知（食安監発1202第1号）し、適切な運用を要請。</p>
<p>その他特記事項</p>	